

(ポイント)

●日本国内に住民票を有していない海外在留邦人等向けの新型コロナウイルスワクチン接種事業につき、ファイザー製のワクチンに加え、アストラゼネカ製のワクチン接種も8月25日から開始されます。

海外在留邦人等の一時帰国時のワクチン接種事業におけるアストラゼネカ製ワクチン等の接種開始について

1 日本国内に住民票を有していない海外在留邦人等向けの新型コロナウイルスワクチン接種事業につき、これまではファイザー製のワクチンが接種されていましたが、対象者にはアストラゼネカ製のワクチン接種も8月25日から開始されます。アストラゼネカ製ワクチン接種の対象者については以下2のとおりとなります。

2 本事業でのアストラゼネカ製のワクチン接種の対象者は以下のとおりです。

(1) ネパール又は他国で既に1回目のアストラゼネカ製のワクチン接種を終えており、何らかの事情により、ネパール又は他国で2回目のアストラゼネカ製のワクチン接種を受けることに懸念等がある方(既にアストラゼネカ製の1回目のワクチン接種を終え、必要な接種隔離を満たしていることを示す書類が必要となります。なお、当地ではワクチン接種時にネパール語で書かれたワクチン接種カードが付与されますが、同カードを持参の上、ネパール政府が指定する病院において英語で書かれたワクチン接種証明書を手に入れることが可能となっております。また、厚生労働省によると、アストラゼネカ製の1回目のワクチン接種を終えた後、4～12週間の間隔で2回目のワクチン接種を受けるように案内されております)。

○厚生労働省ホームページ(アストラゼネカ社の新型コロナワクチンについて)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_astrozeneca.html

(2) アレルギー等の理由により、mRNA ワクチン(ファイザー製ワクチン)を接種することが出来ず、何らかの事情によりネパールにおいてワクチン接種を受けることに懸念等がある方(この場合は、本事業によりアストラゼネカ製ワクチンにて1回目及び2回目の接種を受けることとなります)。

3 なお、第3国等で既にファイザー製の1回目のワクチン接種を終え、何らかの事情により2回目のワクチン接種に懸念等がある方も、本事業によりファイザー製の2回目のワクチン接種を受けることが可能となります(その場合においても既にファイザー製の1回目のワクチン接種を終え、必要な接種隔離を満たしていることを示す書類が必要となります。厚生労働省によると、ファイザー製の1回目のワクチン接種を終えた後、3週間の間隔で2回目のワクチン接種を受けるよう案内されております)。

○厚生労働省ホームページ（ファイザー社の新型コロナワクチンについて）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_pfizer.html

4 本事業を利用し、ワクチン接種を希望される方は以下の予約サイトを通じ予約が可能ですので、ご予約をお願いします。アストロゼネカ製のワクチン接種を希望される方は8月18日正午（日本時間）から予約が可能となります。

○海外在留邦人等向け新型コロナウイルスワクチン接種予約サイト

https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/reserve/offerList_initDisplay.action

5 本措置については以下の外務省のホームページから確認可能となっております。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

6 海外在留邦人等の一時帰国時のワクチン接種事業に関する領事メールを含めたこれまでに当館が発出した新型コロナウイルスに関する領事メールは以下の当館のホームページから確認可能となっております。

https://www.np.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00022.html

7 日本入国に際しての提出書類や日本政府による水際対策にかかる措置につきましては、以下の厚生労働省のホームページから確認可能ですので、日本への入国・帰国を検討されている方はご一読願います。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

○外務省ワクチン接種コールセンター

電話番号：(+81) 03-6633-3237 (有料)

スカイプでのお問い合わせ：mofa-vaccine-QAasiahs.com (無料)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口 (検疫の強化について)

日本国内からの場合：0120-565-653

海外からの場合：+81-3-3595-2176 (日本語、英語に対応)

○大使館代表電話：977-98510-43741、977-98510-20405

(2021年5月5日から当面の間、開館時間中における当館の代表電話番号を上記のとおり一時変更させていただいております。)

通常の大使館代表電話：4426680

※ 閉館時 (休館日や夜間など) には、上記通常の大使館代表電話から緊急電話対応者に転送されます。